

山口県新たな時代の人づくり推進ネットワーク運営要綱

(目 的)

第1条

この要綱は、山口県新たな時代の人づくり推進ネットワーク規約（以下「規約」という。）第8条の規定に基づき、山口県新たな時代の人づくり推進ネットワーク（以下「本会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(費 用)

第2条

本会の入会金及び会費は無料とする。

(禁止行為)

第3条

会員は、本会の活動において、次の行為を行ってはならない。

- (1) 他の会員又は第三者の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - (2) 本会若しくは他の会員又は第三者を誹謗中傷する行為又は本会の運営を妨げる行為
 - (3) 事実と反する情報又は公序良俗に反し、若しくはそのおそれのある情報を他の会員又は第三者に対して提供する行為
 - (4) 選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為
 - (5) 事務局の承諾なく本会の情報若しくは本会が発信する情報を用いて行う営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為
 - (6) その他法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為
- 2 前項各号に定める行為は、規約第4条第4項第1号に該当するものとする。

(会員情報の変更)

第4条

会員は、本会に登録した情報（以下「会員情報」という。）に変更が生じた場合は、事務局に変更の届出を行うものとする。

(会員情報の取扱い)

第5条

会員は、会員情報を次の目的で利用することに同意したものとする。

- (1) 本会に関連する情報の提供又は提供依頼のため
 - (2) 本会に関連するセミナー等の案内又は協力依頼のため
 - (3) 会員名及び代表者名について、会員一覧として開示するため
- 2 事務局は、前項各号に定める目的以外で、会員情報の利用又は第三者への提供を行わないものとする。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。